

2 1 消 安 第 6 5 8 号  
 2 1 生 畜 第 2 2 3 号  
 平成 2 1 年 4 月 2 0 日  
 消費・安全局 農産安全管理課長  
                   畜水産安全管理課長  
                   生産局 農業生産支援課長  
                           畜産部畜産振興課長

改正平成 22 年 9 月 7 日	22 消安第 5109 号	22 生畜第 1165 号
改正平成 23 年 11 月 17 日	23 消安第 4124 号	23 生畜第 1825 号
改正平成 24 年 12 月 7 日	24 消安第 4222 号	24 生畜第 1700 号
改正平成 25 年 7 月 1 日	25 消安第 1579 号	25 生畜第 490 号
改正平成 25 年 10 月 30 日	25 消安第 3567 号	25 生産第 2254 号
改正平成 28 年 8 月 8 日	28 消安第 2005 号	28 生畜第 591 号
改正平成 29 年 12 月 1 日	29 消安第 4264 号	29 生畜第 789 号
改正平成 30 年 12 月 19 日	30 消安第 4498 号	30 生畜第 1181 号
最終改正令和 2 年 1 月 21 日	元消安第 4447 号	元生畜第 1505 号
		元政統第 1513 号

飼料として使用する粃米への農薬の使用について

近年、生産及び利用が拡大している飼料用米については、粃すりをせず粃米のまま家畜に給与する取組が普及していますが、粃は、散布された農薬が直接付着する部位であることから、粃米は、玄米に比べ、農薬の残留量が多いことが確認されています。

このため、農林水産省では、粃米を給与した家畜から生産した畜産物の安全確保を図るため、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知）を改正し、出穂以降、飼料用米に使用される農薬の成分については、飼料となる粃米の有害物質の管理の対象となる基準値（以下「粃米の基準値」という。）を順次定めているところです。

一方、下記の 3 に掲げる農薬の成分（粃米の基準値が定められている又は粃米に残留しない農薬の成分）以外については、粃米を給与した家畜から生産した畜産物の安全性が確認されていないことから、下記 1 及び 2 のとおり有害物質の低減対策を行うこととしましたので、貴職から、貴局管内の各都道府県及び関係機関に通知していただくとともに、農家等の関係者に対し周知、指導の徹底をお願いします。

なお、農林水産省において作成している「多収品種の栽培マニュアル」においても当該対策について記載していますので、御留意の上、指導等に御活用ください。

また、本通知については、今後、粃米の基準値が新たに定められた場合には、適宜見直すこととしています。

記

1 飼料用米について、出穂以降（ほ場において出穂した個体が初めて確認される時点以降をいう。以下同じ。）に農薬の散布を行う場合には、家畜へは粃すりをして玄米で給与すること。

2 粃米を家畜に給与する場合は、出穂以降の農薬の散布は控えること。

3 ただし、以下の農薬の成分については、上記 1 及び 2 の低減対策を要しない。  
 燐酸第二鉄、ACN（キノクラミン）、BPMC（フェノブカルブ）、PAP（フェントエート）、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソチアニル、イソプロチオラン、イミダクロプリド、エチプロール、エトフェンプロックス、オキシロニック酸、オリサストロビン、カルフェントラゾンエチル、クロチアニジン、クロマフェノジド、ジノテフラン、シハロホップブチル、シメコナゾール、シラフルオフエン、チアメトキサム、チオファネートメチル、テブフロキン、ニテンピラム、ヒドロキシイソキサゾール、ピロキロン、フェリムゾン、ブプロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、フルピリミン、プロベナゾール、ペノキススラム、マラソン（マラチオン）、メトキシフェノジド、メトミノストロビン及びメプロニル

なお、上記の農薬の成分を含む農薬の種類は別紙のとおりです。ただし、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく農薬の登録がされ、かつ、農薬

の種類が上記の農薬の成分の組合せであれば、別紙の限りではありません。

## ○殺虫剤

磷酸第二鉄粒剤  
BPMC乳剤  
BPMC粉剤  
BPMC・PAP粉剤  
PAP乳剤  
PAP粉剤  
イミダクロプリド水和剤  
イミダクロプリド粒剤  
エチプロール水和剤  
エチプロール粉剤  
エチプロール粉粒剤  
エチプロール粒剤  
エチプロール・シラフルオフェン水和剤  
エチプロール・シラフルオフェン粉剤  
エトフェンプロックス水和剤  
エトフェンプロックス乳剤  
エトフェンプロックス粉剤  
エトフェンプロックスマイクロカプセル剤  
エトフェンプロックス油剤  
エトフェンプロックス粒剤  
エトフェンプロックス・ジノテフラン水和剤  
エトフェンプロックス・ジノテフラン粉剤  
クロチアニジン水溶剤  
クロチアニジン水和剤  
クロチアニジン粉剤  
クロチアニジン粒剤  
クロマフェノジド水和剤  
クロマフェノジド・シラフルオフェン粉剤  
ジノテフラン液剤  
ジノテフラン剤  
ジノテフラン水溶剤  
ジノテフラン粉剤  
ジノテフラン粒剤  
ジノテフラン・ブプロフェジン水和剤  
シラフルオフェン乳剤  
シラフルオフェン粉剤  
チアメトキサム水和剤  
ニテンピラム水溶剤  
ニテンピラム粉剤  
ニテンピラム粒剤  
ブプロフェジン水和剤  
ブプロフェジン粉剤  
ブプロフェジン粒剤  
ブプロフェジン・BPMC粉剤  
フルピリミン水和剤  
マラソン乳剤  
マラソン粉剤  
マラソン・BPMC乳剤  
メトキシフェノジド粉剤

## ○殺菌剤

アゾキシストロビン水和剤  
アゾキシストロビン粉剤  
アゾキシストロビン粉粒剤  
イソチアニル粒剤  
イソプロチオラン水和剤  
イソプロチオラン乳剤  
イソプロチオラン粉剤

イソプロチオラン粉粒剤  
イソプロチオラン粒剤  
イソプロチオラン・フルトラニル粒剤  
オキシリニック酸水和剤  
オキシリニック酸粉剤  
オリサストロビン粒剤  
シメコナゾール粒剤  
シメコナゾール・メトミノストロビン粒剤  
チオファネートメチル水和剤  
チオファネートメチル粉剤  
テブフロキン水和剤  
テブフロキン粉剤  
ヒドロキシイソキサゾール液剤  
フェリムゾン水和剤  
フラメトピル粒剤  
フラメトピル・プロベナゾール粒剤  
フルトラニル水和剤  
フルトラニル乳剤  
フルトラニル粉剤  
フルトラニル粒剤  
プロベナゾール粉粒剤  
プロベナゾール粒剤  
メトミノストロビン剤  
メトミノストロビン粒剤  
メプロニル水和剤  
メプロニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤  
エチプロール・オリサストロビン粒剤  
エチプロール・テブフロキン水和剤  
エチプロール・テブフロキン粉剤  
エチプロール・メトミノストロビン剤  
エチプロール・メトミノストロビン粒剤  
エトフェンプロックス・アゾキシストロビン水和剤  
エトフェンプロックス・テブフロキン粉剤  
クロチアニジン・フラメトピル粒剤  
ジノテフラン・チオファネートメチル水和剤  
ジノテフラン・チオファネートメチル粉剤  
ジノテフラン・テブフロキン粉剤  
ジノテフラン・ブプロフェジン・フルトラニル粉剤  
ジノテフラン・フラメトピル粒剤  
ジノテフラン・メトミノストロビン粒剤  
シラフルオフェン・テブフロキン粉剤  
チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤  
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤  
ブプロフェジン・フルトラニル水和剤

○除草剤

ACN剤  
ACN粒剤  
アジムスルフロン・シハロホップブチル粒剤  
シハロホップブチル乳剤  
シハロホップブチル粒剤  
フルセトスルフロン水和剤  
フルセトスルフロン粒剤  
ペノキススラム水和剤

(令和元年 12 月 31 日現在)